

(案)

平成 3 2 年度  
村上市地域密着型サービス等事業所事前協議事業者公募要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

平成 3 0 年 9 月

村 上 市

## 1 公募の趣旨

村上市では、「村上市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30年度～平成32年度）に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向け、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域密着型サービスについて計画的な整備を行います。

本公募は、平成32年度に開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、より質の高い地域密着型サービス等の確保のため、事前協議事業者を選定するものです。

## 2 公募する日常生活圏域別の地域密着型サービス等の種類

### (1) 種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
(介護保険法第8条第15項によるもの)

### (2) 整備の内容

- ・事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型・連携型）
- ・時期 平成32年度中の整備事業であることから、平成33年3月31日までに事業を着工し、開設するものとします。
- ・整備数 村上市内全域 1ヶ所

## 3 応募資格

- (1) 応募できる事業者は、法人格を有し、村上市内に事業所を開設していること。（事業内容は問わない）
- (2) 施設を整備する用地については、整備法人が自ら所有すること、取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であることが必要です。  
なお、事業の継続性を担保するため、賃貸借契約の期間は長期間（10年以上）にわたるものとします。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号及び同条第6項並びに第115条の12第2項各号及び同条第4項の規定に該当しないこと。
- (4) 確実な事業運営を行うため、事業に対する知識及び十分な資力を有していること。

## 4 整備及び運営の条件

- (1) 整備にあたっては、予定地及び建物が建築基準法、都市計画法、消防法及び関係法令等の基準を満たすこと。
- (2) 運営にあたっては、村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年村上市条例第14号）及び関係法令等で定められている基準を満たすこと。

## 5 補助制度

今回の公募により事前協議事業者として選定された事業者が行う施設整備及び開設に対して、国または県の補助金を財源として、市から補助金を交付する予定ですが、現時点では、平成32年度の国、県の補助制度の詳細は未定です。

なお、補助金の交付を受けて施設整備事業を行う場合、村上市財務規則及び市が行う

契約手続きの取り扱いに準ずるなど、一定の要件が必要となります。

また、市からの施設整備に係る補助金や国、県の補助金に対しての上乗せ等の補助、事業運営に対する補助はありません。

資金計画表等については、補助金を見込まずに作成してください。

## 6 事業者の決定方法

### (1) 審査方法

- ① 審査は、書類審査及びヒアリング審査を行います。
- ② 書類審査では、提出書類により応募意思の確認、資格審査及び事業に対する考え方を審査します。ヒアリングでは、本事業に対する考え方、計画内容等を総合的に審査します。
- ③ 市が必要と認める場合は、設置済みの施設及び計画予定地等の実地調査を実施することがあります。
- ④ 審査の結果、事前協議事業者をなしとする場合があります。

### (2) 審査項目、審査基準

- ① 審査項目は表2のとおりです。  
留意事項については、別途資料がありますので、応募を予定されている方は、介護保険室にお申し込みください。
- ② 専門性を生かした地域貢献を行う事業者を高く評価します。

(表2)

1	経営理念について
2	自己評価・外部評価及び情報公表の考え方
3	利用者への説明責任について
4	法令遵守の考え方
5	運営実績・経験について
6	安全・衛生について
7	虐待防止対策や人権擁護・尊厳尊重について
8	苦情処理・解決体制について
9	市民雇用・市内事業者の物品購入について
10	人材育成について
11	利用者サービスについて
12	家族との連携について
13	医療機関や介護保険施設との連携について
14	行政との連携について
15	事業計画について
16	本提案について配慮した点などについて
17	補助金の希望の有無・補助金利用時の利用者への還元について
18	法人の運営の安定性
19	事業の安定度
20	設備基準・人員基準

## (3) 事前協議事業者の決定方法

事前協議事業者の決定は、村上市地域密着型サービス等事業所事前協議事業者選定委員会の審査に基づき、市長が決定します。応募がなかった場合及び事前協議事業者が決定しなかった場合は、再度募集します。

## (4) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての事前申出者（応募申込者）へ文書で通知します。（電話等の問合せには応じません。）

## (5) 決定事業者の公表

決定した事前協議事業者名は公表いたしますが、決定した事前協議事業者名以外には公表いたしません。

**7 公募手続**

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。市にこれらの書類を提出した事業者を事前申出者（応募申込者）とします。

(1) 応募期間

平成 30 年 9 月 3 日（月）～10 月 15 日（月）午前 9 時から午後 5 時まで

（土曜・日曜・祝日は除きます。）

※提出に際しては、電話予約の上でご来庁願います。郵送による書類は、受け付けません。

(2) 提出場所

村上市三之町 1 番 1 号 村上市役所 3 階 介護高齢課介護保険室

電話 0254-53-2111（内線 3410）

0254-75-8936（直通）

(3) 応募書類一覧

下記の書類が必要となります。様式は、村上市ホームページからダウンロードできます。

事前申し出に関する書類

（表 3）

	提出書類	様式	記入上の注意等
1	事前申出書	様式第 1 号	
2	提出書類一覧	様式第 2 号	
3	定款または寄付行為	—	最新のもの
4	事業経歴	様式第 3 号	
5	誓約書	様式第 4 号	
6	役員構成	様式第 5 号	
7	従事職員の概要（予定）	様式第 6 号	
8	事業計画提案書	様式第 7 号	事業運営内容に関して、項目毎に提案してください。
9	事業日程	様式第 8 号	設計期間、建築手続に要する期間、建築工事期間、介護保険法の事業者指定申請等関連法令手続に要する期間、研修期間等を記載してください。
10	資金計画表	様式第 9 号	補助金は見込まないこと。
11	収支シミュレーション	様式第 10 号	補助金は見込まないこと。 開設後 3 年間のシミュレーション。
12	借入金償還計画表	様式第 11 号	資金計画表に基づくこと。
13	整備予定地等の案内 図・周辺地図	様式任意	
14	平面図	様式任意	1/100 で作成。A 3 版可。 室別面積を記載のこと。 改築・改修の場合は、現在の図面と計画図面。

※ 事前申し出に関する書類（表 3）の提出部数は、正本 1 部のほか、副本 6 部（意向確認書は除く）

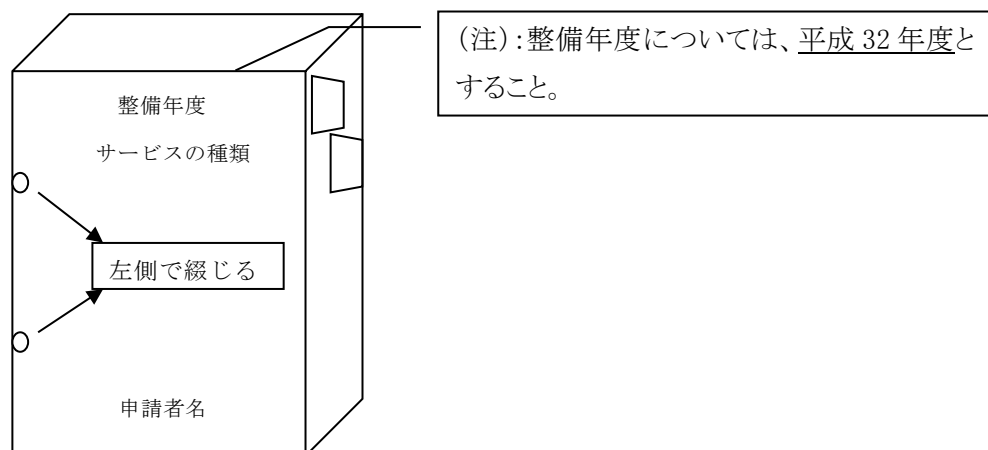
法人の概要に関する書類

(表 4)

	提出書類		
16	法人登記簿謄本	写し	正本・副本各 1 部
17	法人の定款 または寄付行為	写し	正本・副本各 1 部
18	給与規定	写し	正本・副本各 1 部
19	就業規定	写し	正本・副本各 1 部
20	収支予算	写し	正本・副本各 1 部
21	決算報告書	写し	正本・副本各 1 部
22	過去の指導検査結果	写し	正本・副本各 1 部

(4) 作成上の注意

- ① パンフレット等を除き書類は原則として全て A 4 版で作成してください。  
(両面印刷不可。全て片面印刷としてください。)
- ② 提出書類は、縦型フラットファイル等に左穴あけ綴じとしてください。
- ③ 縦型フラットファイル等の表紙にサービスの種類及び申請者名を記載してください。
- ④ 各書類の間に白紙を挟み、これに書類名（上記(3)の提出書類）のインデックス（事前申出書、事業計画提案書・・・と表示。番号表示不可）を付して提出してください。
- ⑤ 事前申出に関する書類と、法人概要に関する書類は、別ファイルで作成してください。



(5) 応募書類の変更

10月15日(月)の締切日以降、事業者の都合による計画の変更や書類の差替えは一切認めません。

また、市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。

(6) 費用の負担

本応募における費用、資料提出にかかる費用については、事前申出者(応募申込者)の負担となります。

(7) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させること、または内容を提示することを禁じます。

## 8 質疑及び回答

(1) 質問の方法

この要項に関する質問につきましては、FAXまたはメールにより提出してください。口頭での質問には応じません。

なお、送信後は、受信確認のため、担当あてに電話確認をお願いします。

**【送付先及び電話確認先】**

F A X 0254-53-3840 (代表)

E - mail [kaigo@city.murakami.lg.jp](mailto:kaigo@city.murakami.lg.jp)

T E L 0254-53-2111 (内線 3410)

0254-75-8936 (直通)

村上市介護高齢課介護保険室

(2) 受付期間

平成30年9月3日(月)～10月15日(月)午後5時までに受信したもの。

(3) 質問書の記載について

① 質問書は、質問事項1件ごとに作成してください。(1通の質問書に複数の質問事項を記載しないようにして下さい。)

② 質問書到着後、質疑内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、市あてに提出した質問書の控えを保管しておいてください。

(4) 質問に対する回答

受付期間中に受付けた質問については質疑回答書を作成し、随時回答しますが、必要があると判断した場合、質問内容と回答を他の応募申込者へ公表することがあります。(質問者名は公表しません) 質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

## 9 サービス開始までの基本的な流れ (予定)

(表5)

時 期		内 容
1	平成30年10月15日まで	事前申出書の提出
2	平成30年11月中旬～下旬	村上市地域密着型サービス等事業所事前協議事業者選定委員会（プロポーザル）
3	平成30年11月下旬	審査結果(事前申出事業者決定)通知
4	平成30年12月上旬	設置計画事前協議書の提出
5	平成30年12月中旬	当該計画に係る地域住民説明会
6	平成31年1月上旬	地域密着型サービス運営委員会にて事前協議書の協議
7	平成31年1月下旬	事前協議書の採択
8	平成31年1月下旬	事前協議書の採択通知
9		事業所建設に係る申請、届出等の提出
10	平成32年度補助金の内示以降	事業所建設工事等
11	事業開始希望月の前々月の月末まで	介護保険法に基づく指定申請書の提出
12	↓	指定通知、指定事業者告示
13	平成33年3月31日まで	サービス開始

なお、補助金については未定ですが、内示の時期は各年8月頃と想定しています。

## 10 その他

- (1) 事前協議事業者の決定は、介護保険法による指定を確定したものではありません。指定基準等を満たしていないときは、指定を行いません。
- (2) 事前協議事業者は、事前協議書の採択が決定後、事業所の整備を始めることができます。
- (3) 当該事業所の利用者は、原則村上市民に限定します。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

(問い合わせ先)

〒958-8501 村上市三之町1番1号  
 村上市介護高齢課 介護保険室  
 T E L 0254-53-2111 (内線 3410)  
 0254-75-8936 (直通)  
 E-mail kaigo@city.murakami.lg.jp